

# 佐倉市道路占用料

(平成28年4月1日)

変更前				変更後			
種別		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱類	本柱	1本につき 1年	第1種電柱	1本につき 1年	630円	
		小柱及び支線柱	1本につき 1年	第2種電柱	1本につき 1年	970円	
		電話柱	1本につき 1年	第3種電柱	1本につき 1年	1,300円	
		共架柱	1本につき 1年	第1種電話柱	1本につき 1年	560円	
	その他の柱類	1本につき 1年	第2種電話柱	1本につき 1年	900円		
	広告塔	1平方メートルにつき 1年	第3種電話柱	1本につき 1年	1,200円		
	送電塔	1平方メートルにつき 1年	その他の柱類	1本につき 1年	56円		
	公衆電話所	1個につき 1年	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	5円		
	その他のもの	1メートルにつき 1年	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき 1年	3円		
		1平方メートルにつき 1年	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	550円		
地下埋設物	外径8センチ	1メートルにつき 1年	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	330円		
			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,100円		
			郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき 1年	470円		
			広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	2,200円		
			その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,100円		
			法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	110円	

1項第2号 に掲げる物 件	チメートル 未満のもの			
	外径8セン チメートル 以上30セン チメートル 未満のもの	1メートルにつき	1年	270円
	外径30セン チメートル 以上1メー トル未満の もの	1メートルにつき	1年	570円
	外径1メー トル以上の もの	1メートルにつき	1年	950円
	附帯施設	1平方メートルに つき	1年	950円
法第32条第1項第3号に掲げる施 設	1平方メートル又 は1基につき	1年	950円	

号に掲げる 物件	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ1メートル につき	1年	110円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ1メートル につき	1年	210円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ1メートル につき	1年	210円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ1メートル につき	1年	210円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ1メートル につき	1年	450円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	長さ1メートル につき	1年	450円
	外径が 0.7 メートル以上 1.0 メートル未満のもの	長さ1メートル につき	1年	450円
	外径が 1.0 メートル以上のもの	長さ1メートル につき	1年	760円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方 メートルにつき	1年	1,100円	
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	上空に設ける通路	占有面積1平方 メートルにつき	1年	540円
	地下に設ける通路	占有面積1平方 メートルにつき	1年	540円
	その他のもの	占有面積1平方 メートルにつき	1年	540円

法第32条第1項第4号に掲げる施設	1平方メートルにつき	1年	990円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	1平方メートルにつき	1年	450円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	1平方メートルにつき	1日	100円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板	1平方メートルにつき	1年	3,600円
	看板 電柱巻付 看板等	1平方メートルにつき	1年	1,400円
	標識	1平方メートル又は1基につき	1年	950円
	横断幕及び旗 ざお類	1平方メートル又は1基につき	1日	100円
	アーチ	1基につき	1箇月	2,600円
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物	1平方メートルにつき	1年	950円	
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲	1平方メートルにつき	1箇月	350円	

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	1日	22円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	1月	220円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	1月	220円
			表示面積1平方メートルにつき	1年	2,200円
	標識		1本につき	1年	900円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき	1日	22円
			1本につき	1月	220円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき	1日	22円
その面積1平方メートルにつき			1月	220円	

掲げる工事用材料		
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1平方メートルにつき 1箇月	100円

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき	1月	2,200円
		その他のもの	1基につき	1月	1,100円
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき	1年		1,100円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき	1月		220円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	1月		110円

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

	<p>6 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p>
--	--